

景観法の概要

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行う。

基本理念 国民・事業者・行政の責務の明確化

景観行政団体(原則 市町村)による景観計画の作成

- ※ 景観行政団体
- ① 政令指定都市、中核市は自動的
 - ② その他の市町村は都道府県との協議・同意による
 - ③ ①、②以外の地域は都道府県
- ・住民やNPO法人による提案が可能(土地所有者等の3分の2以上の同意が必要)

景観計画の区域 (都市計画区域外でも指定可能。)

- ・建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
- ・建築物等のデザイン、色彩については、条例で変更命令が可能
- ・景観上重要な建造物や樹木の指定、保全
- ・農地の形質変更等の規制、耕作放棄地対策の強化、森林施業の促進

景観協議会

行政と住民等が協働して取組む場



[オープンカフェの取組例]

ソフト面の支援

景観協定

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり

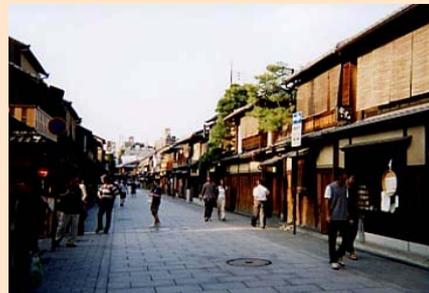


[商店街での取組イメージ]

景観地区

(都市計画法による都市計画)

- ・より積極的に景観形成を図る地区について都市計画により指定
- ・建築物や工作物のデザイン、色彩についての初めての規制(形態意匠制限の認定)
- ・廃棄物の堆積や土地の形質変更等についての行為規制も可能



[まちなみイメージ]

景観整備機構

NPO法人やまちづくり会社などを指定。景観重要建造物の管理、土地の取得等を行う。



[ポケットパーク等の整備イメージ]

景観重要建造物(樹木)

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全



[イメージ]

規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携